

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

各都道府県建築主務部局御中

国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当)

落下防止措置付き外壁タイルの性能検証方法について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく建築物の定期調査報告に関し、外壁の外装仕上げ材等のうち、平成 20 年国土交通省告示第 282 号別表第一「二 建築物の外部」の（十一）「タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況」における「別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じているもの」の対象となるステンレス鋼線、ステンレスレール、タイル取付け用の突起等の落下防止措置を設ける外壁タイル（以下「落下防止措置付き外壁タイル」という。）の要件について、「建築物の定期調査報告における落下防止措置付き外壁タイルの取扱いについて（技術的助言）」（国住参建第 1579 号 令和 7 年 6 月 30 日付。以下「タイル通知」という。）で通知したところです。

今般、タイル通知の 2.（1）①及び③において示した要件を満たしていることを確認するための詳細な方法について、一般財団法人日本建築防災協会に設置された有識者会議においてとりまとめられましたので、下記のとおり周知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）に対して、この旨周知方お願いします。

記

落下防止措置付き外壁タイルの性能を、「落下防止措置付き外壁タイルの性能検証方法」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づいて確かめたものについては、タイル通知 2.（1）①の「タイルが剥離した場合においても落下しないよう支持できるものであって、耐久性上支障のないもの」または、タイル通知 2.（1）③の「タイルが剥離した場合においても当該タイルを使用する地域及び建築物の部分における風圧力により脱落しないよう支持できるものであって、耐久性上支障のないもの」に該当することとして取り扱って差し支えない。

（参考）

○ 落下防止措置付き外壁タイルの性能検証方法（一般財団法人 日本建築防災協会 HP）

URL : <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/kizyunhou12/>

以上